

平成30年9月三種町議会定例会会議録

平成30年9月10日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦 敦	2番	平賀 真
3番	伊藤 千作	4番	大山 善治郎
5番	児玉 信長	6番	清水 欣也
7番	加藤 彦次郎	8番	後藤 栄美子
9番	成田 光一	10番	大澤 和雄
11番	高橋 満	12番	工藤 秀明
13番	堺谷 直樹	14番	安藤 賢藏
15番	小澤 高道	16番	金子 芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	田川 政幸	副町長	
教育長	鎌田 義人	総務課長	石井 靖紀
企画政策課長	金子 孝	税務課長	佐々木 恭一
町民生活課長	高橋 泉	福祉課長	加賀谷 司
健康推進課長	金子 英人	農林課長	寺沢 梶人
商工観光交流課長	桜庭 勇樹	建設課長	進藤 敦
上下水道課長	近藤 光明	琴丘総合支所長	近藤 吉弘
山本総合支所長	後藤 誠	会計課長	佐々木 里史
教育次長	畠山 広栄	代表監査委員	門間 芳継
農業委員会事務局長	信太 清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	平澤 仁美	議会事務局長補佐	石井 透
議会事務局主査	池内 和人		

一、本日の会議に付した事件

日程と同じ

議長 金子芳継は、平成30年9月10日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前10時00分 開会)

議長 (金子芳継)

おはようございます。

ただいまから、平成30年9月三種町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

書記には平澤君を任命します。

説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により7番、加藤彦次郎議員、8番、後藤栄美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件についてお諮りいたします。

その前に、議会運営委員会が開かれましたので、本定例会の会期について委員長報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (後藤栄美子)

委員長 平成30年9月三種町議会定例会に当たり、9月4日に議会運営委員会を開催し、会期等について協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております会期日程表のとおり、会期は本日から9月21日までの12日間としております。

なお、提出案件は、報告3件、認定11件、議案15件、諮問1件及び陳情2件並びに発議1件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長 (金子芳継)

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月10日から9月21日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの12日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員より、平成30年5月、6月、7月の例月出納検査の報告がありました。

また、町長より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出

第4号一般社団法人三種町農業公社に係る事業の計画及び決算に関する書類が提出されております。なお、説明は省略いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

皆様、おはようございます。

本日からの9月議会定例会、よろしくお願い申し上げます。

行政報告に先立ちまして、このたび発生いたしました北海道胆振東部大地震、それから台風21号と西日本豪雨災害におかれまして、亡くなられました方々に心から哀悼の意を表しまして、ご冥福をお祈りいたしたいと思っております。また、被災された皆様に対しましても、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

9月議会定例会の開会に当たり、6月議会定例会以降の町の動きなどをご報告申し上げます、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたく存じます。

それでは、総務課関係から順次ご報告申し上げます。

初めに、職員採用試験について申し上げます。

本年度の職員採用試験は、大学卒一般行政、高校卒一般行政、保育士の3区分で募集を行っております。8月22日に受け付けを終了したところ、申し込みは、大学卒一般行政が6名、高校卒一般行政が14名で、保育士については申し込みがありませんでした。

このため、急遽保育士のみ追加試験を実施することとし、8月29日から9月19日まで再度の受け付けを行っているところであります。追加試験の実施については、「広報みたね」9月号と町ホームページに加えて、北羽新報でも掲載していただいたほか、県内の各短期大学に直接受験案内を送付し、周知を図ったところであります。

次に、本年度の普通地方交付税は、47億303万円に確定し、対前年比約3.6%、1億7,803万3,000円の減となっております。

減額の大きな要因は、合併による特例加算が段階的に縮減されていることによるものであります。本年度は合併算定替から一本算定へ段階的に移行する3年目であり、基準財政需要額の一本算定と合併算定替額の差額の50%が減額されております。普通地方交付税は、平成33年度までに一本算定に移行し、その影響額は7億円程度と推計されております。

交付税が最大の財源である本町におきましては、今後の交付税の動向を注視し、これまで同様に自主財源の確保を初め、町有施設や事務事業のさらなる見直しなど、財政健全化のために鋭意努力しなければならない状況となっております。

続きまして、企画政策課関係についてご報告申し上げます。

初めに、自治会長会議について申し上げます。

6月18日の金岡小学校区を皮切りに、7月19日の旧琴丘小学校区まで町内8カ所で開催し、自治会側からは延べ210人のご参加をいただき、大変充実した懇談の機会となりました。

内容としては、初めに町から今年度の主要事業等の説明を行い、その後、地域づくりについて、広範囲にわたり意見交換を行ったところであります。会議の中では、建設的なご意見を数多くいただき、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

次に、クアオルト関係について申し上げます。

町民の継続的な健康づくりの場として、温泉浴運動教室、ポール&ボール教室、ステップエクササイズ教室をゆめろんで開催しております。今年度は、7月末までに合計20回開催し、延べ170名が参加しております。

また、民間企業などが社員の健康増進を図るため、温泉での保養やウォーキング等を活用する事例があることから、本町でも温泉とクアオルトウォーキングをメニュー化し、昨年度より企業の受け入れを行っております。まだ件数や人数は少ないものの、今後、交流人口の拡大や温泉活性化の一助となることを期待しているところであります。

次に、公共交通政策について申し上げます。

今後の路線バスの運行形態や高齢者の交通手段確保といった課題を踏まえ、平成31年度において、新たなルートで町民バスの試験運行を開始できるよう、関係機関との協議等を進めております。

ことし4月以降、町内の路線バスを運行している秋北バスや町民バス運行受託者、町内タクシー事業者と今後の公共交通の対応について情報交換を行うとともに、7月には現在路線バスとして運行中の五明光線、鹿渡線、落合線、金岡線について、乗車中の利用者への聞き取り調査を実施しております。

路線バスや町民バス、事前予約に応じて運行するデマンド交通の組み合わせによる運用など、具体的な検討を始めておりますが、今後方向性が決まった段階で、三種町地域公共交通会議等へ諮りたいと考えております。

続きまして、税務課関係について申し上げます。

平成30年度の課税状況については、6月の行政報告において、軽自動車税及び固定資産税の調定額をお知らせしたところでありますが、その後に個人町民税及び国民健康保険税の課税を行っておりますので、その概要をご報告いたします。

初めに、個人町民税につきまして、本年度の当初調定金額は4億9,179万5,000円で、対前年比4.1%増、1,975万円の増額となりました。要因として、給与所得や農業所得などが対前年比増となっていることが挙げられ、特に農業所得においては、所得金額が14億519万4,000円と、対前年比24.28%増、2億7,430万4,000円の増額となっております。

次に、国民健康保険税について申し上げます。

町民税における所得の確定に伴い、本算定による調定額は、対前年比1.14%減の3億8,332万4,000円となっております。課税対象所得は増加しているものの、加入世帯数、被保険者数の減少により減額となっております。

国民健康保険税の課税をもって、平成30年度の主要税目の当初賦課を一通り終えました。今後も納税環境の充実に努めるとともに、納税に対する町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町民生活課関係についてご報告申し上げます。

初めに、7月29日に開催された能代市山本郡消防競技大会において、ポンプ車操法の部で三種町消防団第1分団A班が第1位に、小型ポンプ操法の部で第5分団豊岡班が第1位に、第4分団泉八日班が第4位に、第7分団鶴川班が第5位に、それぞれ入賞しております。

この結果、第1位となった第1分団A班(館村)、第5分団豊岡班が、9月1日に由利本荘市で開催された第55回秋田県消防操法大会に能代市山本郡代表として出場し、両チームとも日ごろの訓練の成果を発揮して、ともに3位入賞という優秀な成績をおさめております。

これらの大会を通じて、操法技術の研さんを積むことで、地域防災体制の一層の充実につながったものと認識しているところであります。

次に、台風21号の被害状況について申し上げます。

激しい雨と暴風を伴った台風21号が、9月4日夜から翌5日未明にかけて本県に接近したため、町では4日午後11時に災害対策警戒部を設置し、対応に当たりました。

家屋等の被害状況につきましては、6日午後4時現在で住家被害が4件、非住家被害が11件、その他6件で計21件となっております。シャッターの破損、屋根トタンの剝離、物置の倒壊などで、幸いけが人もなく、雨による浸水被害もありませんでした。

しかし、浜田地区で大通りに面した空き家1軒が倒壊し、道路に落下物が散乱するとともに、外壁が電話線に寄りかかったままの状態となりました。道路側や隣家に倒壊する危険もあったことから、バリケードで安全措置を講じ、5日朝を待って所有者と対応を協議しましたが、時間とともに倒壊の危険が高まったため、6日午前、緊急の措置として、町で道路側及び隣家側の外壁を取り壊し、瓦れきの飛散防止の措置をとったところであります。今後、所有者が瓦れき撤去を行う予定となっております。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

今年度の戦没者追悼式を、8月30日に山本公民館で開催し、ご遺族・来賓合わせて70名の方々にご参列をいただいております。

式典は、参列者全員での黙禱の後、来賓の方々から追悼の言葉をいただき、献花、追悼歌の斉唱など、厳かにとり行われました。戦没者の慰霊とご冥福をお祈りしながら、悲惨な戦争を二度と繰り返さないこと、そして世界平和の実現を誓い合ったところであります。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

初めに、検診事業について申し上げます。

検診事業につきましては、特定健診と各種がん検診を行っておりますが、8月までの集団健診の申し込み者に対する受診率は、基本特定健診が87.5%、胸部が85.8%、胃がんが71.6%、大腸がんが84.0%となっております。この後、医療機関での個別健診や日曜健診などがありますので、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努めてまいります。

次に、特別会計の平成29年度決算状況について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業でございますが、今年度から運営主体が県へ移行することに鑑み、昨年度に税率の引き上げを行ったところでありますが、保険料収納率が前年度を上回ったこと、医療費と国保連合会共同事業への拠出が見込みを下回ったことなど好条件が重なったこともあり、5年続いた単年度収支の赤字を約6,743万4,000円の黒字へと改善することができました。

しかしながら、1人当たりの保険給付費は、依然として右肩上がりの状況が続いており、平成29年度は35万8,000円と前年度より6,000円の上昇と、予断は許されない状況にあります。

続いて、後期高齢者医療について申し上げます。

保険料収納の平成29年度実績につきましては、現年度分が99.8%と前年比0.2ポイントの増、滞納繰越分は44.7%と前年比15.2ポイントの増と、ともに県平均を上回ることができました。今年度も収納率の向上に努めてまいります。

続きまして、農林課関係について申し上げます。

初めに、本年産米の作柄概況について申し上げます。

県内の作柄概況が東北農政局秋田拠点から発表され、8月15日現在における水稻の作柄は、県北地域で「平年並み」と見込まれています。

7月20日の梅雨明け以降、気温は周期的に変化し、7月下旬は平年よりも高く、8月上旬は平年より低く推移しました。低気圧や前線の影響により、たびたび集中的な降雨があったものの、日照時間はおおむね平年以上の水準で推移したことにより、ことしの出穂最盛期は平年並みの8月4日となっております。

次に、平成31年1月から開始される収入保険について申し上げます。

本制度は、全ての農産物を対象に収入減少を補填するもので、担い手農家に限らず、青色申告をされている農業者は加入できる制度となっております。より多くの方にご活用いただき、安定した農業経営の維持に活用していただきたいということで、町内の3会場で説明会を開催しております。本年11月までに加入申請の手続を行わなければならないことから、今後とも加入促進のため周知に努めてまいります。

次に、農林業施設の災害復旧事業について申し上げます。

5月18日の豪雨災害では、農地2カ所、農業用施設4カ所、林道2路線

を国庫補助事業へ申請しており、8月9日に国による現地査定が完了しました。現在、復興工事の発注準備をしている状況であります。

また、農地農業用施設においては、国庫補助事業へ申請できない小規模な被災箇所について、農業者みずから行う復旧工事に対し、町単独の補助金を交付するなどして復旧支援を行っております。

また、8月16日に発生した大雨災害におきましては、農地2カ所、農業用施設5カ所の計7カ所の被害報告があり、道路2カ所、水路、ため池、農地各1カ所の計5カ所を国庫補助事業へ申請する予定としております。

次に、松くい虫被害対策について申し上げます。

防除対策として、昨年から引き続き、石倉山公園及びことおか中央公園において計19.4ヘクタールにわたり薬剤散布を実施し、6月28日に防除作業を完了しております。八竜地区の海岸部については、引き続き秋季被害木調査を行い、被害の拡大防止・阻止に努めてまいります。

次に、鳥獣被害防止対策について申し上げます。

ツキノワグマの目撃情報と農作物への被害情報が数多く寄せられております。特に、冬眠前のこれからの時期は、田畑や裏山など民家に近づくおそれもありますので、県や警察など関係機関と連携し、人的被害の防止と農作物の被害軽減に努めてまいります。

なお、8月末現在、箱わなで捕獲したクマの頭数は6頭となっております。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

初めに、じゅんさい関係事業について申し上げます。

JR東能代駅ホームでの流しじゅんさいイベントであります。リゾートしらかみ号の乗客を対象に6月下旬から7月上旬の間に3回、クルーズ船につぼん丸のオプションツアー乗客を対象に8月上旬に1回、計4回実施しております。乗客が全国から来られていることから、町の観光とじゅんさいのPRに大きく貢献できたものと考えております。

また、「じゅんさいの日」である7月1日には、第5回世界じゅんさい摘み採り選手権大会が開催され、ソロ・ペア及びオープン参加合わせて79人の選手が集結し、熱戦を繰り広げました。当日は天候にも恵まれ、多くの応援者やメディア取材も入り、大変にぎやかな大会となりました。

次に、森岳温泉の活性化対策について申し上げます。

昨年8月に発足しました森岳温泉活性化協議会は、今年度は2回開催しております。これまで、温泉街の環境や景観の改善をテーマに協議しておりますが、今後はにぎわいづくりのための施策等について協議を行い、年内には具体的な活性化対策をまとめることとしております。

次に、7月28、29日に開催したサンドクラフトについて申し上げます。

ことしも、砂像の世界大会で優勝経験のある砂像彫刻家の保坂俊彦さんがプロデューサーを務め、「Sand ZOO～砂の動物園～」を共通テーマとして

作品の制作を行っております。

メイン砂像は保坂さんが制作し、特別砂像は台湾から2名、そして高知県の彫刻家と黒潮町砂像連盟からご協力をいただき、5基の砂像が制作されました。いずれの作品も、テーマに沿って動物などが緻密に表現され、躍動感あふれる力作ぞろいでありました。

また、今回から新たな試みとして開催した、プロ・アマの壁を越えた10分間の砂像制作トーナメントは、観客と一体となったプログラムであり、今後の可能性を感じるものとなりました。

開催期間中は、2日間とも天候にも恵まれ、来場者は約3万5,000人に上り、今年も大変にぎやかなイベントになりました。

次に、8月19日に開催した森岳温泉夏まつりについて申し上げます。

ことしも、恒例の「流しじゅんさい」や、保育園児・中学生に一般の方も加わった「じゅんさい音頭」、YOSAKOI踊りなどが行われたほか、ステージイベントでは、山本中学校吹奏楽部演奏、長信田太鼓のほか、メインイベントの野外コンサートでは、歌手の岡本真夜さんがヒット曲「TOMORROW」などを熱唱し、最後は花火の打ち上げで会場は大いに盛り上がりました。来場者は、昨年より1,000人程度多い約1万2,000人となっております。

次に、台湾交流事業について申し上げます。

ことしは、8月20日から23日に実施されました秋田県台湾トップセールス事業にあわせて、当町と友好交流を行っている南投県政府文化局への表敬訪問を行ってまいりました。

秋田県台湾トップセールス事業では、秋田県知事を初め、県内市町村長や民間関係者が参加し、台湾の航空会社や旅行会社などの訪問視察と観光関係者を招待した観光交流懇談会に参加したほか、じゅんさいの里活性化協議会が参加した秋田県食品PR商談会の視察を行ってまいりました。

また、南投県政府文化局の表敬訪問では、文化局長以下職員数名の方と今後の交流について意見交換を行い、今後も相互交流を推進していくことを確認してまいりました。

次に、地域連携DMO設立に向けた取組みについて申し上げます。

平成28年度から、能代山本の1市3町の連携により、インバウンド（訪日外国人旅行者）に対応するための基盤や体制整備を目的として、東北観光復興対策交付金を活用したニーズ調査や外国人モニターツアー等を実施するとともに、DMO設立を視野に入れ、観光を初め幅広い分野の団体で構成する「あきた白神観光プラットフォーム」を設置し、インバウンド対応等の勉強会や検討会を開催してまいりました。

こうした中で、同プラットフォームでは、この地域に新たなDMO組織が必要であり、平成31年度の設立を目指す旨を確認しております。

町としましても、こうした経過を踏まえ、同プラットフォームを移行する形で官民一体で設立する「（仮称）あきた白神観光連絡調整協議会」に参画

し、1市3町の連携によりDMO設立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと資源情報センター内でNPO法人ふるるんが経営している、純喫茶「わらうかど」について申し上げます。

これまで、ふるるんの支援を担当する地域おこし協力隊員と数名のアルバイトで喫茶部門を運営してまいりましたが、地域おこし協力隊員の任期が本年9月末日をもって満了し退任するに伴い、8月末日で同店の支援業務を終えることになりました。

前年決算も黒字であり、ふるるんと営業継続を前提に対応を検討してきましたが、同店を主体的に運営していただけるような人材が見つからず、やむなく9月1日から休店となったところでございます。

町としても、早期の営業再開に向け、ふるるんと引き続き協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、5月18日の豪雨により、現在片側交互通行となっております町道石倉山中野線ではありますが、8月2日に災害復旧事業の現地査定を終え、今月中の発注、年度内の工事完成を目指します。

次に、住宅リフォーム助成事業について申し上げます。

補助金申請状況は、8月末時点での申請件数が125件あり、1,466万5,000円の交付決定をしております。件数では、昨年同期より14件の減であります。補助交付決定額で約330万円、事業費で1,000万円の増となっております。

今後もリフォーム事業の補助申請が見込まれることから、今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、建設課が事務局となっております期成同盟会と協議会についてであります。主要地方道琴丘上小阿仁線整備促進協議会については8月6日に、主要地方道能代五城目線三種町道路建設促進期成同盟会と三種川河川改修促進協議会については8月29日に総会を開催しており、各総会において事業計画等を承認していただいております。

今後は、道路整備及び河川改修の促進に向けて、秋田県及び国土交通省、秋田県選出国會議員への要望活動を実施する予定であります。

続きまして、上下水道課関係についてご報告申し上げます。

初めに、上水道事業について申し上げます。

三種川河川改修工事に伴い、宮橋のかけかえ工事が予定されておりますが、これに伴い宮橋に添架する水道本管の切り回し工事が必要となることから、水道本管仮設工事を277万6,000円で発注しております。また、鶴川地内の配水管接続工事につきましても、116万6,000円で契約し、10月の完成を予定しております。

次に、生活排水処理事業について申し上げます。

浄化槽整備事業につきましては、6月定例会で11基分を増額補正していただき、合計16基分の設置を計画しておりましたが、その後も問い合わせがあり、今定例会においてさらに4基分の追加を補正計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、温泉事業について申し上げます。

6月定例会において予算計上いたしました施設改良事業につきましては、別荘分譲地内の配湯管更新工事として3工区、合計4,435万6,000円で工事契約しております。

また、7月22日には2回目の温泉料金改定説明会を開催したところであり、今後も引き続き、ご理解、ご協力が得られるように努めてまいります。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに、大阪北部地震で小学校ブロック塀の倒壊により女児が亡くなったことを受けて行った緊急点検の結果、建築基準法施行令の基準を満たしていないブロック塀が2校で確認されました。基準の高さ2.2メートルを超えていないものの、1.2メートルを超える場合に必要な控え壁がなく、劣化や損傷も見られました。

1校については夏休み中に撤去しましたが、もう1校については、プール周囲からのプライバシー確保の必要もあり、シーズン終了後に新たに目隠しできるフェンスに取りかえることとし、今定例会に改修工事費を補正計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、町内の小中学生が町当局と地域の課題について議論する「三種町子ども議会」が、8月7日に、各小中学校の代表17名の子ども議員と中学生2名の子ども議長により、町議会の議場で開催されました。

町政方針を示した後、学校ごとに子ども議員が登壇し、農業や防災、福祉などの政策について活発に質問し、町当局の考えに耳を傾けていました。最後に、議員提出議案の「子ども議会宣言」を可決し、子供たちが身近な問題について学び、町政への理解を深めていただいたものと思っております。

次に、第84回全県少年野球大会において、山本中学校が決勝まで勝ち上がり、7月29日、初優勝をかけて潟上市の羽城中学校と対戦し、堂々の戦いぶりではありましたが、惜しくも準優勝でした。8月7日には、本県第2代表として東北大会に初出場し、1回戦で岩手第2代表の久慈中学校と対戦しましたが、惜敗しました。

次に、7月30日に、新たな外国語指導助手として、アメリカ・コロラド州出身のキャメロンさんとマシューさん、いずれも男性であります。お二人が着任しました。子供たちの外国語教育の一層の充実と町民の皆様と心の触れ合いの輪を広げていただくことを期待しております。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

成人式を8月15日、山本ふるさと文化館で開催し、ことしの成人対象者151人のうち124人が出席しております。式典では、新成人を代表して実行委員長石井雄大さんが、成人式を開催できたことのお礼と成人として

の新たな決意を述べております。式典終了後には、「なまはげ太鼓」が迫力あるステージを披露し、新成人の前途を祝福しました。

今後とも、新成人の皆さんには、健康でそれぞれの目標に向かって前進していただくことを祈念する次第であります。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

平成30年度全国大会出場選手壮行会を7月23日に開催し、インターハイや国体など全国大会に出場する町内の小中高生を激励しました。壮行会には選手約40名と指導者や保護者が出席し、選手紹介や派遣費の贈呈に続き、選手が決意表明を行い、それぞれの目標や決意を力強く述べました。

以上、ご報告申し上げ、行政報告といたします。どうもありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5. 陳情の上程、委員会付託についてお諮りいたします。

今定例会までに受理し、委員会に付託する陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりであります。

議会運営委員会において、陳情第5号は産業建設常任委員会に、陳情第6号は総務常任委員会に審査を付託することにしておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は産業建設常任委員会に、陳情第6号は総務常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6. 議案の上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

今回の提出議案につきましてご説明をいたします。

今期定例会の提出議案は、専決処分の報告1件、継続費の精算報告1件、財政健全化法に基づく報告1件、平成29年度三種町一般会計及び各特別会計等歳入歳出決算の認定を求める案件11件、条例の一部改正議案1件、財産の取得に関する議案4件、平成30年度一般会計及び各特別会計等の予算の補正に関する議案10件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問1件、合わせまして30件であります。

初めに、報告第5号、専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について専決処分をしたことから、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

去る6月22日、ひまわりセンターにおいて、トイレの蛍光灯カバーが外れて落下し、利用者が顔面にけがを負う事故が発生したことから、その損害賠償額を定め、和解したものであります。

次に、報告第6号、平成29年度三種町一般会計継続費精算報告については、平成28年度から2年間の継続事業で実施した防災行政無線施設整備事業の精算の報告であります。

次に、報告第7号は、平成29年度決算における実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会に報告するものであります。

財政の健全化判断比率の状況については、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、前年に引き続き良好な状態であります。

また、実質公債費比率は7.9%、将来負担比率は2.4%であり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

実質公債費比率においては、公債費償還のピークが過ぎたことなどにより、前年度より0.8ポイント改善しております。

次に、公営企業会計における資金不足額、資金不足比率であります。全ての公営企業会計で資金不足が発生しておらず、良好な状態となっておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、認定第1号から認定第11号までは、平成29年度一般会計及び各特別会計等に関する決算認定についての議案であります。各会計における決算状況につきましては、この後、会計管理者及び上下水道課長から説明をさせますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第83号、三種町行政不服審査関係手数料条例の一部改正については、工業標準化法の改正に伴い、条例中の用語の改正を行うものであります。

続きまして、議案第84号から議案第87号までは、財産の取得に関し、地方自治法及び関係条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第84号は、本庁舎に設置している仮想化サーバー更新のため、ホストサーバー、管理サーバー等、機器一式を取得するもので、契約金額を1,371万6,000円、契約の相手方を秋田市の株式会社アチカ代表取締役大槻忠則氏とするものであります。

次に、議案第85号は、防災行政無線の機器の補充として、戸別受信機200台及びダイポールアンテナ20本を購入するもので、契約金額を851万400円、契約の相手方を仙台市のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社長武部恭士氏とするものであります。

次に、議案第86号は、老朽化更新のため、消防用小型動力ポンプ6台を購入するもので、契約金額を810万円、契約の相手方を能代市の株式会社能代消防センター代表取締役川間政男氏とするものであります。

次に、議案第87号は、老朽化更新のため、学校給食運搬車1台を購入するもので、契約金額を671万8,230円、契約の相手方を三種町鯉川のエース自動車販売株式会社三種支店支店長畠山信悦氏とするものであります。

す。

続きまして、議案第88号から第97号までは、平成30年度一般会計及び各特別会計等の補正予算に関する議案であります。

議案第88号、一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,756万7,000円を追加し、予算総額を100億7,120万7,000円とするものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

総務費の企画振興費におきましては、東北電力柱移転工事に伴う光通信網設備電柱支障移転業務200万4,000円を増額計上しております。

民生費の障害者福祉費におきましては、支出見込みの増により、療養介護医療給付費914万8,000円を増額計上しております。

衛生費の保健衛生総務費におきましては、衛生処理事業特別会計繰出金178万2,000円を減額計上したほか、し尿処理費では、申請者の増加見込みにより合併処理浄化槽設置費補助金280万円を増額計上しております。

農林水産業費の農業集落排水事業費におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金259万8,000円を減額計上したほか、林業総務費では、国の林地台帳制度創設に伴う林地台帳作成業務委託料371万6,000円を追加計上しております。

商工費の商工総務費におきましては、温泉事業特別会計繰出金691万8,000円を減額計上しております。

土木費の土木総務費におきましては、利用見込みの増により住宅リフォーム助成事業補助金500万円を増額計上したほか、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金559万9,000円を減額計上しております。

また、住宅建設費におきましては、事業費の変更により、設計監理業務費430万2,000円の減額と、同額を住宅建設工事費に増額する組み替え計上をしております。

消防費、非常備消防費におきましては、消火栓の維持管理分として水道事業会計への繰出金186万9,000円を計上したほか、消防施設費では、第1分団消防車庫修繕工事費215万9,000円を追加計上しております。

教育費の小学校管理費におきましては、琴丘小学校プールブロック塀改修工事130万円を追加計上しております。

災害復旧費では、5月18日発生の豪雨災害の査定事業費の決定及び8月16日の大雨災害に係る事業費の追加により、農地農業用施設災害実施設計費247万3,000円を増額計上し、同工事費300万円を減額計上しております。

基金費では、前年度決算実質収支額の2分の1相当額9,466万9,000円を財政調整基金へ積み立てる予算計上となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金につきましては、交付額の確定により54万9,000円を増額計上しております。

地方交付税におきましては、普通地方交付税の交付額確定により2億303万円を増額計上しております。今年度の交付額は、前年度と比較しますと約3.6%、1億7,803万3,000円減の47億303万円となっております。

国庫支出金の民生費国庫負担金におきましては、障害者医療費負担金457万4,000円を増額計上しております。また、衛生費国庫補助金では、合併浄化槽設置事業費69万2,000円を増額計上しております。

県支出金の民生費県負担金におきましては、自立支援給付費負担金228万7,000円を増額計上したほか、衛生費県補助金では、合併浄化槽設置事業費75万2,000円を増額計上し、農林水産業費県補助金では、農地農業用施設災害復旧費を259万8,000円減額計上し、機構集積支援事業費を交付決定により139万3,000円増額計上しております。

また、繰入金の基金繰入金におきましては、9月補正予算案の収支調整により2億1,511万6,000円を減額計上しております。

繰越金につきましては、前年度決算実質収支額の補正計上となっております。

町債でございますが、臨時財政対策債は、発行可能額の確定により1,480万円の減額を計上し、農地農業用施設災害復旧事業債など、事業費の見込額及び起債一次申請額の確定により、それぞれ増減計上しております。

続きまして、議案第89号から97号までは各特別会計等の補正予算であります。今回の補正は基本的に前年度繰越額の確定による歳入予算の計上を行い、追加経費等を除いた剰余分については、予備費等へ計上する補正内容となっております。

初めに、議案第89号、平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,523万円を追加し、補正後の予算総額を22億9,198万3,000円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税を本算定により294万6,000円を減額計上したほか、前年度決算実質収支額により繰越金7,754万2,000円を増額計上しております。

歳出におきましては、基金積立金において、財政調整基金積立金を5,000万円増額計上したほか、諸支出金では、過年度療養給付費等負担金返還金など2,151万6,000円を追加計上し、予備費を308万円増額計上しております。

次に、議案第90号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、補正後の予算総額を1億9,222万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、前年度決算実質収支額により、繰越金を42万8,000円増額計上し、歳出におきまして、同額を予備費計上しております。

議案第91号、平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ240万5,000円を追加し、補正後の予算総額を6億4,834万7,000円とするものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金559万9,000円を減額計上したほか、前年度決算実質収支額により繰越金を1,020万4,000円増額計上し、町債では、資本費平準化債の算定方法の一部変更などにより220万円の減額を計上しております。また、歳出では、予備費を240万5,000円増額計上しております。

議案第92号、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、補正後の予算総額を1億9,092万1,000円とするものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金259万8,000円を減額計上したほか、前年度決算実質収支額により繰越金を369万8,000円増額計上しております。

歳出におきましては、予備費を170万円増額計上しております。

次に、議案第93号、平成30年度介護保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,052万円を追加し、補正後の予算総額を28億4,911万1,000円とするものであります。

歳入におきましては、介護給付費負担金554万2,000円を増額計上したほか、前年度決算実質収支額により繰越金を6,497万8,000円増額計上しております。

歳出では、介護給付費準備基金積立金2,649万9,000円を計上したほか、諸支出金では過年度介護給付費負担金返還金1,759万4,000円を計上し、予備費を2,592万7,000円増額計上しております。

議案第94号、平成30年度介護サービス事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ153万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1,383万円とするものであります。

歳入においては、前年度決算実質収支額により、繰越金を153万2,000円増額計上し、歳出においては、同額を予備費計上しております。

次に、議案第95号、平成30年度衛生処理事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ54万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2,229万1,000円とするものであります。

歳入においては、一般会計繰入金178万2,000円を減額計上し、繰越金を前年度決算実質収支額により232万9,000円増額計上しております。また、歳出においては、予備費を54万7,000円増額計上しております。

次に、議案第96号、平成30年度温泉事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ112万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6,631万5,000円とするものであります。

歳入においては、一般会計繰入金691万8,000円を減額計上し、繰

越金を前年度決算実質収支額により804万4,000円増額計上しております。また、歳出では、予備費を112万6,000円増額計上しております。

最後に、議案第97号、平成30年度水道事業会計補正予算は、収益的支出の総係費におきまして、郵便料50万円を増額計上しております。また、資本的支出の建設改良費におきまして、消火栓工事費186万9,000円を追加計上する補正内容となっております。

続きまして、諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦に関し、議会の意見を求めるものであります。

現委員のうち、小沢寿昭氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、今回再任いたしたく、お諮りするものであります。

任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。

人権擁護委員として適任であることから人選した次第でありますので、議員の皆様からはご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今会期中に、人事案件を追加提案させていただく予定としておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上が、今期定例会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

次に、会計管理者から決算状況の説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（佐々木里史）

私から、平成29年度の三種町一般会計並びに水道事業会計を除く各特別会計の決算の状況についてご説明いたします。

さきの議会全員協議会資料2-1で、各会計ごとの歳入及び歳出額の概要はご説明しておりますので、資料に添った再説明は省略させていただきます。

平成29年度は、第2次三種町総合計画の初年度であり、基本目標に沿った事業を展開しておりますので、各課の主な事業を報告いたします。

初めに、総務課から報告いたします。本庁舎東側駐車場整備事業において、公用車車庫2棟の建設及び駐車場舗装費に2,427万円、そのほか一般管理費、財産管理費、総合支所費などとなっております。

次に、企画政策課においては、クアオルト推進事業費に1,484万7,000円、定住対策事業、まち・ひと・しごと総合戦略では住民意識調査の実施、また公共交通の充実を図るための町民バス運行事業に1,120万円、生活交通路線バス運行支援に2,908万9,000円、地域活動に支援する三種町新元気づくり支援事業や自治振興費、集会所等施設整備費助成事業などとなっております。

次に、町民生活課におきましては、情報通信の整備として、防災行政無線施設設備工事に2億6,560万円、消防・防災対策の強化として、常備消防費負担金、非常備消防関係では小型動力ポンプの更新、第1分団資機材置き場新築工事、災害対策費としては、空き家台帳整備と危険な空き家解体補助となっております。循環型まちづくりの推進を図るため、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ収集運搬業務などへ3,970万円などとなっております。

次に、衛生処理事業特別会計におきましては、斎場「清華苑」の維持管理費のほか、待合室改修工事を実施しております。

次に、福祉課におきましては、子育て支援の充実を図るため、第2子・第3子への誕生祝い金の支給、地域子育て支援事業や私立保育園・幼稚園等の運営費負担金、また障害者福祉及び高齢者福祉の充実を図るため、長寿祝い金の支給、敬老式典、外出支援サービス、高齢者世帯等除排雪支援など多岐にわたる支援となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、介護予防の推進と介護保険制度の適正な運用を図り、第7期介護保険事業計画が策定されております。

次に、健康推進課におきましては、生涯健康づくりの推進を図るため、一般健診やがん検診、脳ドック助成、乳幼児・母子健診や歯科保健事業、自殺対策予防事業などとなっております。

また、福祉医療費助成では、町単独事業で18歳までの全ての子供が医療費自己負担無料化を継続しております。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計では、国保税率の改正、保険給付費の減少により、単年度収支では黒字を計上しております。また、ひまわりセンターにおいて、空調設備工事、スプリンクラー設置工事に4,257万4,000円となっております。

次に、農林課におきましては、産地育成を図るため、じゅんさい日本一生産量助成、じゅんさい圃場整備助成やメロン種子助成などとなっており、担い手育成を図るための事業としては、未来にアタック農業夢プラン応援事業、地域で取り組む複合経営支援事業など、農業振興費における補助総額は8,825万6,000円となっております。

また、農地費及び農業基盤整備では、多面的機能支払交付金事業に1億5,715万円、芦崎地区圃場整備事業などへ支援しております。林業振興では、松くい虫対策や広葉樹林再生整備、林道改良事業などとなっております。

次に、商工観光交流課におきましては、雇用の安定と就労の促進を図るため、町内事業所を支援する地域雇用創出推進事業に2,709万4,000円、資格を取得した方を支援する資格取得支援事業に272万円、また地域消費の拡大を図るための地域振興商品券発行事業に2,496万8,000円、観光振興と交流人口の拡大を図るための地域活性化イベント事業、地方創生推進交付金事業においては、観光情報発信や販売促進事業などとなっております。

次に、建設課におきましては、自治会要望等に対応するための町道整備等に7,999万1,000円、除雪対策、橋梁定期点検、町営住宅建設事業では4棟の建てかえ、住宅リフォーム助成事業に1,580万円となっております。地域経済効果にもつながっております。

次に、教育委員会におきましては、学校教育の充実を図るため、3中学校へのタブレット購入、生涯学習施設の充実を図るため、山本ふるさと文化館屋根防水改修工事に1,620万円、スポーツ文化合宿の推進を図るために宿泊費への補助に894万3,000円。また、子育て支援として、保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費の半額免除など実施しております。

次に、上下水道課におきましては、生活環境の整備を図るため、合併浄化槽設置補助として637万円。

公共下水道事業特別会計では、釜谷地区公共下水道への接続工事費として1億1,143万円。

農業集落排水事業特別会計においては、維持管理として中継ポンプ等の更新。

温泉事業特別会計におきましては、森岳温泉施設改良計画に基づく配湯管の更新工事に5,381万6,000円などとなっております。

決算審査における資料2には、各会計歳入歳出決算事項別明細書のほか、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類、主要な施策の成果を説明する書類、地方債現在高に関する調書、債務負担行為に関する調書が添付されておりますので、ご参考としていただきたいと思います。

以上で、水道事業会計を除く平成29年度三種町一般会計並びに各特別会計における説明を終わらせていただきますが、総合計画に沿った施策を展開しておりますので、各事業については、一定の成果は得たものと思っております。

今定例会の決算審査におきましては、所管課からの説明をもとに審査いただき、平成29年度一般会計及び各特別会計決算について、認定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (金子芳継)

以上で、会計管理者からの決算状況の説明を終わります。

次に、上下水道課長から決算状況の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 それでは、私のほうから、平成29年度の水道事業会計決算についてご説明いたします。

さきの議会全員協議会資料2-2で、歳入及び歳出の概要は説明しておりますので、再説明は省略させていただきます。

水道会計においても、第2次三種町総合計画に沿って、安全・安心・安定した水の供給、強靱な水道の確保、水道サービスの持続を基本施策に事業を進めてまいりました。

平成29年度末における三種町水道事業の給水人口は1万2,563人

で、前年度に比べ173人の減、年間総有収水量は127万6,588立方メートルで、8立方メートルの減と、ほぼ前年度並みとなっております。

また、有収率は80.91%となり、前年度と比較しますと若干低くなっております。

続いて、収益的収支でございますが、収入の主なものは使用料金収入の2億2,954万6,230円で、支出では、企業債支払利息として4,059万8,771円、減価償却費として1億4,483万8,951円、その他山本地域浄水場沈澱池及びろ過機操作盤シーケンサ更新ほか、各地域のポンプ取りかえ・交換工事を行うなど、老朽化に伴う工事を行っております。

続いて、資本的収支でございますが、収入では一般会計出資金が9,419万8,867円でほぼ全額を占めており、支出では企業債償還金として1億8,839万7,735円、建設改良費として1,198万6,920円などとなっております。

次に、貸借対照表における資産については、有形固定資産、流動資産を合せて31億8,698万821円、負債につきましては、建設改良等に充てる企業債を含めて22億8,624万6,026円となっております。

企業債の残高は、11億4,033万162円ではありますが、元金償還のピークが平成31年度でありますので、以降は年々減少し、経営の安定に寄与するものと思います。

決算資料2には、財務諸表のほか、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、未収金の内訳、固定資産一覧表、主な資産の概要、企業債明細書が添付されておりますので、ご参考としていただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わらせていただきますが、今定例会の決算審査におきましては、平成29年度水道事業会計について認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

以上で、上下水道課長からの決算状況の説明を終わります。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（門間芳継）

お手元の配付資料1及び14によりご報告をいたします。

まず、資料の1です。平成29年度財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書についてご報告をいたします。

1ページ、3の平成29年度三種町財政健全化判断比率に関する審査の結果であります。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところであります。

3ページです。3の平成29年度三種町資金不足比率に関する審査の結果であります。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところであります。

4ページになります。審査結果の総括をさせていただきます。

健全化判断比率は、近年は健全化基準を相当程度下回って推移しておりますが、今後の標準財政規模の縮小に鑑み、これまで以上に健全化判断比率の動向を留意し、行財政改革推進計画や公共施設管理計画等の着実な推進と進捗管理により、行政サービス、行政機能の維持に欠かすことのできない財政の健全化に努めていただきたいと思います。

資金不足比率は、全ての会計において資金の不足はなかったことが認められますが、今後も独立採算の原則に照らした経営計画により、健全で効率的な事業運営になお一層の努力をしていただきたいと思います。

次に、資料の14になります。平成29年度三種町一般会計・特別会計決算審査及び基金の運用状況審査意見書についてご報告をいたします。

1ページ、第2、平成29年度三種町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査の結果であります。

審査に付されました平成29年度三種町一般会計及び9つあります特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容及び計数は関係諸帳簿その他証書類と符合し誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めたところであります。

2ページから15ページまでの決算及び基金の運用状況における審査の要旨につきましては、あらかじめお配りしております報告書のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

16ページをお開きください。審査の結果の総括をさせていただきます。

当町の歳入における税等の自主財源の割合は23.5%で、地方交付税等の財源に大きく依存している状況下にあります。自主財源の構成割合は、前年度に比して若干増加はしたものの、依然として20%台で推移しております。収入未済額や不納欠損額は、前年度から減少はしておりますが、1億円を超える大きな額となっております。負担公平性の確保のため、毅然かつ適切な対応を強く求めるものであります。

歳出におきましては、合併後12年が経過しましたが、従前からの事務事業の継続や慣行によるものが見られ、これらについては先送りすることなく、衛生処理事業特別会計の廃止など事務の改善、改革への取り組みを推進すべきであると考えます。慣例、先例にこだわらず、無駄を省いた効果的な事業による地域振興への邁進に期待したいと思います。

人口減少は避けられません。空き家の増加や農地の維持といった課題がある一方で、社会が小さくなることで一人一人の顔がよく見える利点も生まれてくると考えられます。三種町がどのような地域社会を目指すのか、官民が一体となって方向性を見据えた施策の展開を強力に推進し、地域の魅力向上を望みたいと考えております。

最後に、平成29年度三種町公営企業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

1ページ、第2の結果であります。

審査に付されました平成29年度三種町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容及び計数は関係証書類と符合し誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めたとところであります。

2ページ及び3ページの審査の要旨につきましては、あらかじめお配りしております報告書のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページになります。審査結果の総括をさせていただきます。

水道料金の収納率が97.7%と、前年度に比して1.0ポイント増加しておりますが、未納者に対する適切な対応のもと、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

水道は、町民の日常生活やさまざまな事業活動に欠かせない重要なライフラインであることから、常日ごろから災害時の危機管理対策に万全を期するとともに、より効率的な事業経営に努め、安全性と信頼性の高い社会インフラとなるよう望むものであります。

以上で、私からの決算審査等に関する報告を終わります。

議長（金子芳継）

代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

以上で、議案説明並びに決算状況の説明及び決算審査の報告を終了します。

なお、質疑、討論及び採決は、9月21日に行います。

日程第7. 決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認定第1号、平成29年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、平成29年度三種町水道事業会計決算の認定については、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号までは、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

日程第8. 決算特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

決算特別委員会の委員は、三種町議会委員会条例第6条第3項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっており、また正副委員長は、同条例第7条第2項の規定により、委員会で互選することになっておりますが、事前に申し合わせしておりますとおり、お手元に配付しております名簿のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付しております名簿のとおり選任されました。

日程第9. 一般質問を行います。

順次、発言を許します。14番、安藤賢藏議員。14番。

14番（安藤賢藏）

私は、通告してございます山本地区公民館の建設について、ご質問をさせていただきます。

冒頭、8億円と、私の耳には概算で予算が、そのぐらいの大きな金額がかかるというふうに聞き及んでおるのですが、さらに山本総合支所も合築されるという当局のお話もあると。それで、文書に通告したとおり、私自身余り議会人として当局から細かい説明を受けていないというのが私の思いなんです。

それと、町民の皆さんも、これだけ災害が多い割には公民館の機能についてはよく知らない、そして公民館を建てること自体にも周知が余り広くなされていないと。そして、準備委員会が、町民の有志を町で選択して何回か、いいものを建てるという趣旨で意見の交換がなされたようなんですが、その割には盛り上がり、私もこの地区の人間ですけれども、盛り上がり、もうひとつないというふうに感じております。

それで、あの場所は非常に地下水位が高いわけです。大体1メートル80センチ掘ると水が出てきてしまう、軟弱路盤であると。以前、200メートルぐらい離れた場所でボーリングした結果によると、地上から18メートルボーリングしないと岩盤が出てこないと。したがって、建築費も杭打ち等に多大な経費がかかる場所であると。ですから、今の総合支所に利用されているように、駐車場が路盤沈下する可能性、それと駅からは遠い、昔の図面を見ると田んぼと沼があつた場所だったということで、非常に不安な場所だと思っております。

もし、総合支所と合築となった場合、総合支所はご存じのように目的外使用をしているという、まあ、余りいい単語ではないんですけども、これ私、先般、僭越でございますが農林水産省に先週行ってまいりまして、その辺のことをちょっとお聞きしてまいりました。

どうもこれは東北農政局のほうの管轄のようで、そのことも含めまして、総合支所方式を合併協議会においては当面の措置とすると。しかし、町民が合併してすぐに、八竜に決まっておったんですが、戸惑うことがあると困るから今のここに本庁があるわけですけれども、町長はこの総合支所方式を、ここには将来と書いてあるんですけども、いつまでやられるのかと、いつまで総合支所方式のままでいくのかと。

もし合築で、山本地区の中央公民館を総合支所機能を持たせてやるようなお考えであればそれはそれとしましても、お金を8億円近くもかけてやるの

であれば、今後、先ほどのあの説明、当局の説明にあったように、国からのいろいろなお金が来なくなってきた、ますます来なくなっていくという中で、私は地域住民には恨まれるかもしれませんが、とりあえず山本中央公民館は耐震補強工事をして、リフォームで間に合わせて、お金をもっと有効な手だてに使うべきではないかと。

人口が減り続けて、高齢化、私ももう高齢者ですけれども、こういう社会状況の中で、総合支所の必要性はますます低くなってきていますと私は感じております。そういう意見の町民もおります。8億円もかけて支所や公民館を建てる意味がないという私の質問の趣旨でございますので、よろしくご回答ください。

議長（金子芳継）

14番、安藤賢藏議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、14番、安藤賢藏議員のご質問にお答えいたします。

山本地区公民館の建設につきましては、平成27年6月に公民館利用団体の代表者の方々に構成する「山本公民館建設検討委員会」を立ち上げまして、施設の機能や構造等について視察・検討を重ね、平成28年3月に町へ報告書を提出いただいております。

この報告書を踏まえまして、平成29年2月には、山本公民館・山本総合支所基本計画を作成し、同年3月の議会全員協議会におきまして、山本総合支所の合築を含む基本計画をお示しし、ご理解をいただいたところでございます。

平成29年11月には、公民館利用団体、周辺自治会、芸術文化協会等によるワークショップを開催し、そこでのご意見、ご要望を反映した基本設計を同年12月の議会全員協議会でお示ししたところでございます。

さらに、本年1月には、山本地区全自治会も含めた2回目のワークショップを開催しましたが、大きく設計変更するようなご意見、ご要望はありませんでしたので、若干の設計変更を加えた基本設計を本年3月の議会全員協議会でお示ししたところであり、これにより、基本設計についての最終的なご理解をいただいたものと考えております。

議員の皆様からは、平成30年度当初予算に計上した実施設計業務に関する予算についても議決をいただきましたことから、去る5月11日に山本公民館・山本総合支所建設工事実施設計業務契約を締結し、間もなく実施設計の原案が完成する段階となっております。

今後さらに精査し、12月定例議会におきまして建設費を補正計上する予定でありますので、今後とも事業の円滑な執行にご理解とご協力を賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

14番、安藤賢藏議員の再質問を許します。14番。

14番（安藤賢藏）

平成27年の3月の議会で、同僚の加藤議員が、「山本総合支所の目的外使用期限の扱いについて」という質問をなさっております。このときの当時の町長が、「国庫補助相当額を返還した上で使用する」と答弁しております。

それで、平成27年、それから3カ月後の6月23日ですね、県からのメールで今度は、再延長が難しい件について連絡がありましたという文書なんです。それで、翌7月、27日の日に、県に目的外使用について協議を申し込んでおります。再度、一部目的外使用の申請を検討していると。この平成27年7月27日の検討の結果は、いかがな結果であったんですか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

いずれ、山本支所につきましては、平成28年3月31日までの使用ということで許可をいただいていたところでありました。それで、平成27年度いっぱい再延長は、期間は終わりと、さらなる延長の使用については県では許可はしないという回答でありましたので、その後、公民館建設の事業が、話がありましたので、県とは、公民館と支所を一緒にして建設する間、さらに使わせてほしいと協議をしたところでございます。

でも、その段階では、県ではさらなる延長はどうしてもできないということで、支所の目的外使用は認められないという回答でありました。

以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（安藤賢藏）

総務課長は詳しいと思うので、この目的外使用について県から、好ましくない、それから今お話しのように、続けるのはやめてくださいというふうな文書、その文書を私に開示してもらえませんか、今。資料を要求します。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

今ここに用意しておりませんので、事務所のほうで対応したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「事務所で対応するってどういう意味」の声あり）ちょっと下のほうの関係書類を調べてみないとわからないので、ここで準備はしておりませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。（「わかりました。後ほどというのは何分ぐらいかかるの。別の質問に移るから」の声あり）

議長（金子芳継）

一般質問中にできますか。
総務課長（石井靖紀）
そうすれば、今、総務課のほうで確認いたしますので、少々お待ちください。

議長（金子芳継）
早急に確認しますので、そのほかの質問にかえてください。14番。

14番（安藤賢藏）
関連、もちろんこのことで、ああ、総務課長ついでにね、平成27年6月23日の日、このことの趣旨に沿ったメールが役場に届いているはずなんですよ。届いています。

これは、我々民間人が思うには、議員として考えるには、この重大なことをメールでやりとりしたというふうに当局が言っているんですよ。私ら民間人としては考えられません。役所が目的外使用についてお伺いをするのに、メールでやりとりしたと。そうしたら役人が言いましたよ。「メールで来たものについては、メールで返します」と、怒った口調でしたよ。その事実は把握しておりますか。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（石井靖紀）
これにつきましては、当初相談で、メールでやりとりをしております。実際、県の職員とは、山本総合支所においでいただき、直接相談もしております。

以上です。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）
それで、その文書のやりとりによって、当初、公民館の建てかえがぱっとあったわけですね。先般のいろいろな、耐震補強がなされていない公共物に対しては直ちにやるようにとか、新しく建てろとか、そういうことが国とか県から指針が出ていましたけれども、私はあの公民館、特に山本公民館の利用者は、旧3町で比較するのはちょっと申しわけないですが、非常に利用率が高い公民館だと思っておりますし、周りもそういうふうに理解されているようです。したがって、「この公民館を建ててくれるというのに、安藤は一般質問で反対のような意見を言っている」というふうに感じられる町民から、私はこの後バッシングを受けるんですよ。それを覚悟で私は言っているんです。健全な財政を維持したいと思うからですね。これは、私のひとりよがりかもしれませんが。

今のところ、私はうわさで8億ぐらいというふうな金額を先ほど壇上で申しましたけれども、町長、これどのぐらいを、まあ、責任のない話、どのぐらいぶっちゃけかかりそうですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
全員協議会で説明しておりますが、8億337万9,600円というふうに説明しております。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）
それと、仮にこれが事業化した場合、総合支所が現在の公民館の場所に足されると、合築されるということになると、今の目的外使用されている総合支所を役場の事務所で使ってはあきません、だめですと、目的外使用ですからだめですと言われて、こっちでしようがないからということやることになって、なぜ子育て施設はよろしいんですか。これ、農林とどういう関係あるんですか。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（石井靖紀）
お答えいたします。

補助金の規制緩和がなされまして、10年以上たった施設については、地域活性化のための施設に転用する場合は補助金返還は要らないという回答をいただいております。当時、町のほうで協議されまして、雨降り等の子供たちが遊ぶ施設がないということで、そのような協議がなされていったということでございます。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）
私が入手した文書によると、前の町長はこの規制緩和というのを文書でよく我々議員に示したんですが、緩和の条件というのが、私の持っている文書、補助金等適正化使用連絡会議、復旧が不可能なため、継続使用が困難かつ収入はないことが明らか、これについては緩和の条件になります。ただし、災害報告書の提出をしてくださいと。これが緩和の条件なんですよ。これは、私の入手した資料によれば、そういう当局との話と規制緩和の中身がちょっとかみ合わないんですね。まあ、私の情報能力はたかが知れているんですが、その辺、確認事項としてもう一度答弁お願いします。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（石井靖紀）

いずれ、平成28年の協議の際、県から国へ、町が転用の報告書を提出いたしました。中身を検討いただきまして、国のほうで認めていただいたこととございますので、規制緩和には適用しているものと確認しております。

以上です。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）

そのように進むのも確認して、ぜひとも、後から、いや、ちょっと待ったとないようなことにしていただきたいと。

それで、今、総務課長おっしゃったように、平成28年2月の29日、県より財産処分について届け出の完了が、連絡がありましたよね。どうですか。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（石井靖紀）
おっしゃるとおりでございます。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）

それで、先ほどから私がお話ししているように、平成27年の6月23日のメールのやりとりのこの文書がないと、私、これ以上深く質問、町長、わかるすべ、これ以上深く、私、質問できないんですよ。架空、推定の話はできませんから。私、皆さんとともに歩むつもりですよ。皆さんを困らせたくはないです。ですから、その文書、まだですかね。もうちょこっと時間かかりますか。

議長（金子芳継）

14番、安藤さん、その資料、まだできないそうです。ですから、午後からにしますか。資料できてから、もう一度質問。（「まま食うや」の声あり）ええ、今ちょっと資料提出に時間かかるというものですから、資料を整えて出していただいて、そしてもう一回再開したいと思いますが。（「はい、わかりました。そうします」の声あり）

では、1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時01分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、14番、安藤賢藏議員からの質問に保留されておりました答弁を総務課長より求めます。総務課長。

総務課長（石井靖紀）

まずは、資料が提出がちょっとおくれましたこと、深くおわび申し上げま

す。

先ほど、安藤賢藏議員のほうに提出しました資料のとおり、県からは、地域活性化等を図るための長期利用財産の処分する場合に該当しなければ、通常の財産処分の手続となる旨、役場の事務室は地域の活性化を図るものには該当しなく、これから長期財産の財産処分はできないという旨の内容となっております。

よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）

町長に、最後に1つ、1つだけお伺いします。

平成17年の当町の合併協議会において、将来的には本庁方式への移行を目指す、合併当初は住民への影響が少ない総合支所方式でいきたい旨を説明し、了承を受けております。

それで、ぜひともですね、最後のお願いですから町長の、この総合支所方式を年度を区切って、ずっと続けられるわけではないと思うので、大体、平成じゃないや、今度は何になるかわからないけれども、何年後かには本庁方式にしたいというお考えを述べていただきたいと思います。どうぞ。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

平成17年の合併協議ではそういう方針だったということをお聞きしましたけれども、今現在、町のほうも人口1万7,000人を割り込んでおります。正直申しまして、各支所は必要かなと思っているんですが、総合支所方式というのはそろそろ見直さなければいけない時期に来ておると思っております。

今後は、職員の人員配置も含めていろいろ検討していかなきゃいけないと思っておりますので、早目に協議して方針を示したいと思っております。さすがに何年までというところまではちょっと今のところ、私の口からはちょっと申し上げられないなと思っているんですが、早急にそのあたりを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（金子芳継）
14番。

14番（安藤賢藏）

町の中心が動くというのは大変重大なことで、これは長としては確かに責任が重いという認識はそのとおりだと思うんですけども、合理性、それから町の健全な経営のために、やっぱりその決断を早目にされて、準備をなさるということをお考えいただければよろしいと思っておりますので、私からの質問をこれで終わります。

議長（金子芳継）

14番、安藤賢藏議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、清水欣也議員の一般質問を許します。6番。

6番（清水欣也）

私のきょうの一般質問は、工事の入札制度の見直しについてというテーマであります。

最近になって、人口減少や高齢化が最も大きな要因でございますけれども、そのために広い分野で担い手不足が深刻な問題として最近取り上げられるようになってまいりました。建設業の分野においても、同じような問題を抱えております。特に、若者や女性の労働力の確保を図るための適正な賃金水準、それから建設企業の採算性の確保、こういうことが重要だと、その必要性も指摘されるようになってまいりました。

そこで、このような最近の社会情勢を踏まえるとともに、競争における公平性をさらに高めることを目的としまして、これまでの工事入札に関する制度や運用を一部見直すべきであるというのが私の質問でございます。

具体的には、6つの項目を提案したいと思っておりますけれども、まずそのうちの1つとして、今行われている低入札価格調査制度を見直してはどうかということでございます。

この制度は、工事の品質の確保、それからいわゆるダンピングの防止を狙いとして実施されてきたものですが、人口減少を背景とする若者や女性の労働力不足の改善、そしてそのための企業の採算性の確保という観点から、現行制度の廃止もしくは対象工事額の拡大を図ることによって、適正価格の入札方向へ誘導してはどうかという質問であります。

2つ目は、分割発注の推進ということでございます。

一番の問題の入札価格調査制度、この場合と同じような目的、つまり建設労働の従業者不足の改善、それから企業の採算性、こういう確保というほかに、入札機会の拡大を目的として、一定の工事について格付、工種別に分割して発注する仕組みをとるべきであるというのが2つ目の質問であります。

それから、3つ目、予定価格の事前公表の見直しであります。

この制度は、談合の防止と入札の透明性の確保という目的で設けられたものでありますけれども、ここに来まして、事前公表の弊害がいろいろ指摘されてまいりました。当初の制度の導入の狙いとは違う方向に作用しているのではないかという問題があるからであります。

4つ目は、指名競争入札の指名基準の公正化についてであります。

指名競争入札の業者指名に当たっては、指名手続の透明性、それから公平性を確保するために、指名基準の理由について恣意的な取り扱いを排除しなければならない。その時々々の権力者の都合によるのではなくて、法令違反等の事実がない限り、資格登録や格付の区分に従って登録のとおり指名すべきだという主張でございます。これが4つ目であります。

それから、5つ目、工事入札制度に関する事務の一元化ということでござ

います。

工事業者の資格登録審査、指名審査、それから入札、契約、これら入札執行制度に関する一連のこの規定事務については、現在は当該関係工事を主管した課で、その時々で実務を行っているのが実態であります。今後は、その制度の運用や解釈などの知見を1カ所に統一して集積管理すべきである、そしてそれは総務課とすべきだというふうな質問であります。

それから、最後の6つ目でありますけれども、工事一覧表の議会への提供ということです。

議決の対象となる工事の契約に当たっては、かつて行っていたように、議会審査の際に工事一覧表を議会に提出していただきたい、提出すべきではないかと、これが最後の質問であります。

以上、6点について申し上げます。ひとつよろしくご答弁のほどをお願いいたします。

以上であります。

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、6番、清水欣也議員の質問にお答えをいたします。

当町の建設工事等の入札制度の運用等は、合併前の旧町の制度をすり合わせして定めたものであります。国、県、他市町村の運用等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行ってまいりました。

最初のご質問の低入札価格調査制度の見直しについてお答えをいたします。

当町では現在、1,000万円を超える以上の工事の入札に低入札価格調査制度を適用しております。これは、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ等、いわゆるダンピング受注排除を目的として運用しているものであり、総務省自治行政局より最低制限価格制度とあわせて導入するよう通達を受けていることから、制度の廃止はできないものと考えております。しかし、低入札価格調査制度よりダンピング効果の実効性が高い、最低制限価格制度の対象を拡大することもできることとなっております。

2点目の分割発注の推進についてであります。現在、発注事務は担当課それぞれで執行しており、一括発注、分割発注の明確な取り決めがございません。

分割発注のメリットは、適正な競争が発揮されること、また専門工事業者と直接契約することで工事の進捗等について直接交渉することができ、施工の信頼性と品質の確保などが期待できます。デメリットとしては、分割発注することにより工事数がふえ、諸経費がその分増額になることとあります。メリット・デメリットそれぞれにございますが、予算も関係します。財政担当と協議の上、一括・分割発注の指針について検討してまいりたいと考

えております。

3点目の予定価格の事前公表の見直しについてであります。予定価格の事前公表は法令上の制約がないことから、各地方公共団体の判断により実施されているところで、当町でも平成19年9月より予定価格の事前公表を行っております。

予定価格の事前公表については、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること等のメリットがある一方、積算能力が不十分な事業者でも事前公表された予定価格を参考にして受注する危険等、デメリットも指摘されております。

しかしながら、予定価格を事前に公表することにより、不正な入札の抑止力となり得ることや、積算の妥当性の向上、透明性の確保に資することができるものと考え、これまで予定価格を事前に公表し、入札を行っております。

いずれ、事前公表のメリット・デメリットを踏まえながら、前段の最低制限価格制度の拡大、一括発注と分割発注の指針とあわせまして、指名審査委員会の方で協議するよう指示したいと思っております。

次に、4点目の指名基準の公正化についてであります。私は直接指名審査に携わっておりませんが、業者指名は公平でなければならないと考えております。

業者指名の結果は、審査会終了後に報告を受けますが、直近の9月5日の指名審査会の報告では、各工種ともに格付名簿のとおり指名されておりました。今後も格付名簿により指名されるものと思われま

す。次に、5点目の資格審査、指名審査、その他入札制度に関する事務については、総務課で統一して行うべきであるとのご質問に対してお答えします。

工事入札に係る事務所管を一元化すべきとの議員のご指摘のとおり、町といたしましても、入札・契約事務が高度化、複雑化する現状において、事務ミスの防止や契約体制のさらなる厳正化を図るため、所管課の一元化を検討しております。

所管課の一元化については、事務事業の効率化や機構組織の見直しの際に役場内では議論されてきた経緯もございますが、限られた職員数の中で、業務に熟知した職員の配置が必要となることなどの理由により実現に至っておりません。今年度、定員管理計画の見直しを実施する予定ですので、これを踏まえて再度検討したいと考えております。

また、総務課で統一して実施すべきのご指摘でございますが、総務課においては、支出命令並びに支出証拠書類の照査を行い、会計課においては、建設工事の实地指導や支出負担行為が法令または予算に違反していないことについて審査を行っており、2つの課において相互チェック機能を有しております。総務課に事務が一元化された場合、契約事務の権限が集中し、チェック機能が脆弱化するおそれや、効率的な人員配置の観点からも、具体的にどの部署で所管するかは今後の検討事項とさせていただきたいと考えて

おります。

次に、6点目の工事一覧表の議会への提供についてお答え申し上げます。

工事一覧表とは、入札調書のことと解釈し、お答え申し上げます。工事請負契約締結議案における当該資料の提供につきましては、行政実例や議会運営事典などにより、契約の目的、方法、相手方、金額のほか、工期や工事概要など契約の大綱をお示しし、お諮りしているところでございます。

以前にもお答え申し上げますが、契約議案提出の際は、契約相手方の同意に基づき仮契約を締結した上でご提案しているところであり、仮に否決とされた場合は、入札業者ごとの入札率、落札率など、その後の入札執行に影響があることが懸念されることから提示しないこととしているところでございます。何とぞご理解くださるようお願い申し上げます。

以上です。

議長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

ちょっと待ってください。暫時休憩します。ちょっと待ってください。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 再開

議長 (金子芳継)

再開いたします。

途中でございますが、お知らせいたします。

三種川の下岩川地区の水位が上がっているために、今後、避難勧告も考えられるために、町民生活課長が対応のため退席いたします。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番 (清水欣也)

町長ね、全体的なことなんですけれども、いずれ検討させる、あそこに検討させる、こちらに検討させるじゃなくて、私の質問にある一定方向を町長として出していただきたい、そういうことですよ。何もかも皆、後で検討させる、検討させるでは、何も町長とのやりとりの意味がないので、その辺をどうかよろしく願います。

それでは、1番のことについてです。これは、今この低入札価格制度を実施しますと、職員の事務作業が大変なんです。特に5社平均の価格なんて当てはまっちゃえば、一旦持ち帰って、課に帰って一生懸命やるわけだ。非常に煩雑だというのが一つあります。職員の入札事務執行の簡素化が図られる、これが一つの理由であります。

それから、これは私の主張ですが、失格判断基準調査のために5社平均という価格を出すんです。これが私は非常に危ないと思っているんです。言ってみれば、この5社が結託すれば何かできると、そういう可能性の秘めたや

り方だということです。ですから、これは私は公正の面からいけばどうかというふうに非常に疑念を抱いているというのが2つ目であります。

それから、もう一つは、県も昨年、この低入札価格制度と最低制限価格制度の対象額を大幅に増額いたしました。これは皆さんから資料をもらったのを見てわかったんですが、24.7億円まで、もう限りなく廃止に近いぐらいに対象額を上げたわけでありまして。ですから、ほとんどこの制度には対象にならないという状況ができたわけですよ。それから、最低制限価格が、これは制度がなくなっても、あるいは対象額が増額されても、最低制限価格の縛りは依然としてこれがあるわけですから、特にこれが廃止になっても、対象額が増額になっても影響は来さないということでもあります。

とするならばですよ、とするならば、今の社会情勢の求める労働力の確保とか、企業の採算性の確保とか、こういうところに向かって我が町もその方向へ誘導していくべきじゃないかと、これが第1番の方向でありますけれども、町長、これはぜひですね、私、廃止までは求めませんが、せめて工事額の増額を、これからこの方向で向かうと、そういうような答弁をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）
お答えをいたします。

先ほど議員申し上げたとおり、県のほうでも大幅に工事額を拡大しております。こちらといたしましても、時期はちょっと明確にはあれですけども、早いうちに担当のほうとご相談申し上げて、工事額の拡大、それから施行の時期もあわせて前向きに検討いたしますので、これはご理解をいただきたいと思っております。時期まではちょっとまだはっきり申し上げられませんが、早いうちに検討に入りたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）
6番。

6番（清水欣也）
それでは、2番に入ります。

分割発注の推進ということです。これも、目的は先ほど壇上で申し上げましたが、1番と同じような目的で労働力の確保と、言ってみれば業者の、企業のもうけを少しでも多くしたほうがいいんじゃないかという狙いと、もう一つは入札機会の拡大をするという目的で、これは今後は分割発注を推進したらどうかという意見でございます。

これは全て、全対象にするというのは、あるいは問題があるかもしれませんが、一定額以上については分割発注をするという考えに立つべきじゃないかと思っております。県も一定額以上については分割発注を現在もうしているわけですから、我が町がだめだという理由はないと思うんですよ。

それで、費用かかりますとの話がありますけれども、その問題との比較考

慮をしても、労働不足や企業の採算性の確保、そのための入札価格の拡大というもの、そういう社会情勢への対応が優先されるべきじゃないかと、比較考慮をしてもですよ、そういうふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）
お答えをいたします。

分割発注の件に関しては、先ほども答弁であったとおり、財政、それからそういうところとしっかり協議した上で、ある程度の取り決め、ガイドラインを策定しなければいけないと思っておりますので、こちらのほうも早目に担当のほうと相談して、どの程度の工事、そういうことを分割発注できるのか、そういう検討はしっかりしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）
6番。

6番（清水欣也）

この2番の問題について、そもそも論を申し上げますと、業者の資格登録、それから格付別等級、それに基づく発注額の設定、これもいろいろ、事務要領やら財務規則にいろいろあるんですけども、それは分割発注を前提にした制度なんですよ。決まりなんですよ。だから、本来、分割発注が筋なんですよ。それを前提にしていろいろな事務要領や規則やら、そういうことでその登録も、それから格付別発注金額も定められているんですよ。これを永遠に一本化発注を続けるとしたら、これらの取り決めなんか必要ないということなんですよ。そういうことで、ぜひ分割発注を進めていただきたい。

というのは、これからだんだん人口が少なくなっていくと、この従事者もままならなくなるわけですよ。そうすればどうかということ、やっぱり条件をよくしないと来てくれないという社会情勢にあるわけですよ。それを何とかしようということで今、国も県も一生懸命頭を悩ませているわけです。ですから、我が町もその動きに即応して、その対策の一つであるこの分割発注を促進するという考えに立つべきだという持論であります。

町長、もう一度お願いします。ぜひこれは実現をしていただきたい。もうちょっと突っ込んだ答弁をお願いしたい。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）

もう少し突っ込んだということではあります、今の時点ではそれ以上のことはなかなか申し上げられないかなと思っております。

というのは、やっぱり財政的な問題もありますので、簡単に全てを分割発注するというような状況にはないと私は考えております。まして、工事をす

る見積もりにしても、分割発注を前提とした見積もりをしているかどうかとも、正直今の状態では私はわからないので、そこも含めて担当としっかり協議したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

私は、全工事を分割発注の対象にしろと言っているんじゃないですよ。一定額以上、県と同じように、そういうことを狙っていただきたいという話なわけです。

それから、3番目、予定価格の事前公表の見直しであります。

この制度がとられたのは、平成19年の5月でした。この制度ですね、何とかうまくことをしようともくろむ人にとっては、実に都合のいい制度なわけですよ。一方では、予定価格をしちゃったほうがむしろ、談合で何だかかんたかなんて言われることなくていいという話もあるわけですけども、本来この事前公表の弊害というのは、価格が目安となることで適正な競争が確保できないというのが、これが一番大きな理由なんですよ。あとは、町長も答弁をした、業者の見積もり努力を損なわせるとかですね、あとは最低制限価格を類推させてしまう、これが非常に問題なんですよ。それで国も、もう早々と予定価格をやめなさいと指導しているの。予定価格の公表を、事前公表をやめなさいと言っているの。もしやるとしたら、その公表の理由を公表しなさいとまで国は指導してきているわけですよ。

この問題については、一方ではこうだし、一方ではこうという、どちらに偏らせたらいいか非常に難しい問題もありますけれども、ひとついい検討をしていただきたい、そう思っています。

それから、4番目ですね。これは私、非常に今回力を入れているんですけども、結論を言いますと、業者登録と、それからその資格を得た、そして登録された、それをそのまま指名すべきだということなんですよ。ところが、突如、突然、同じ並びの業者が突然指名をされなくなったりすることがある。我が町でもそういうのが最近あって、私、一般質問だったか議案審査だの、これ、一生懸命追及したことがございます。

その中で、私、今鮮明に覚えているんですけども、それで対象外になった例をここで1つ参考までに申し上げますと、7社から6社になった。1社だけ外されてしまった。それが何だかという、ISO、理由は何だかという、ISO9001の認証取得をしていないからという話があったんです。それが除外の理由だということになった。ISO9001の取得は、国も県も県内の自治体も、一つも入札の条件にはなっていないんですよ。逆に、するなということになっているの。それが、我が町ではそういう理由である1社が指名に入らなかった。私、それを大分追及したんですけども、そもそもISO9001というのは、高品質な工事を確保するために、いろいろな会社内の組織を立ち上げて、業務の管理の仕方を点検したり改善をし

ていくための会社内の組織的な仕組みが国際規格に合っているかどうかという、合っているように頑張れという制度なんですよ。だから、ISO9001の資格が取れたから、この会社は立派な工事をする会社だということではないんですよ。それを理由に、そのある業者を排除したわけですよ。実に不合理な話なの。

それから、もう一つは、事務所建てを、事務所の建築の実績がないから、例えば公民館の工事はだめだとか、あの工事はだめだと除外された業者もいるわけですよ。何で、事務所建ての、事務所の建築の実績がないから、木造の建築ですよ、たかが二、三億円の工事を除外されねばならないんでしょうか。その工事实績でも、評価点数がそのほかの業者とは全然遅れもとっていないわけですよ。1000点近い評価点数を得ているわけですから。

ということで、非常にこの件に関しては、私は不合理なやり方が行われていると。今はやっていないようですけども、つい最近まで行われたんですよ。だから、これは大変な話ですので、その見え透いた理由ですよ、特定業者を排除して、その根拠の説明に四苦八苦するよりはですよ、文句なしに当たり前のこと、つまりその指定どおりの扱いをすること、そうすれば町は安心して自信を持って、対外的に自分たちの主張、自分たちの公正さを主張できるじゃないですか。それを曲げたために、その根拠の説明に四苦八苦ししている、何だかそういう姿を見ると非常に情けないと私は思います。

そこで、町長に申し上げます。これは、登録された資格の基準に従ってそのまま指名をすると、文句なしに、これからはそういくなだという話を、いや、これは法令違反すれば別ですよ、そうでない限り、そのような指名をしていくなだということを、町長、ここで明言をしていただきたいと、そういう質問でありました。いかがでしょうか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

指名審査委員会というのがありますので、私が直接そういうあれに携わっているわけではございませんので、あくまでもそれは指名審査委員会のほうで判断されることだと思います。

今までの、先ほども申し上げたとおり、そのような恣意的な排除だとかそういうのは、ちょっと私のところではわからない、わからなかったの、私は今、公正にやってもらっていると思っておりますので、引き続きそのあたりはしっかり委員会のほうで判断していくものと思っております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

審査会は町長とは別だというような言い方するけれども、いや、町長だもの、それは、大筋の方向というのは町長が決めないでだめですよ。それはやっぱり首長の権限であると思います。

それでは、5番目に入ります。

工事入札の一本化ですけれども、平たく言えばね。例えば、例えばですからね、気にしないでくださいよ、農林課に行って聞けば、「いや、それ、総務課さ行って聞いてくれ」となるわけだ。総務課さ行けば、「いや、それ、建設課さ行って聞いてくれ」となるわけ。それで、それぞれ見解も違ったりするわけ。あるいは、わからないということになったらどうするの。いや、これではまずいでしょうと。

ますます工事の仕組みというのは複雑になって、海千山千の人たちを相手にしていかなきゃならないわけですよ。それをどうするか。やっぱりその知識とかいわゆる知見を1カ所に集中して、もう理論武装をします。どこから弾が飛んできて大丈夫だというぐらいに、その知見を集積をするべきだと、そういうのが1カ所必要じゃないかと、そういうふうな話ですよ。それは総務課です。何で総務課かという、各課に共通するような問題は総務課で扱うべしという、その視点に従っての発言なわけですよ。例えば、財務規則が総務課で管理すると同じような考えで、総務課というふうに考えたわけです。いかがでしょう。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

総務課で入札管理、資格審査等の事務を一元化ということでありましてけれども、総務課も今、財政係では予算の統制や執行管理、支出の命令や証拠書類の調査なども実施しており、契約関係も総務課で一括してやるとなれば、ちょっと一極集中して管理体制がうまくスムーズにいかないのかなという懸念がございます。

いずれ、現在、会計課の検査係で契約事務の精査や工事の完成検査も行っている検査係もございますし、建設課のほうでは管理係のほうで建設工事等の資格審査、指名審査に関する事務をとり行っております。議員ご提案の総務課一括管理という提案も含めまして、今後、事務の一元化のほうは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

例えば、契約の仕事を、例えば今この山本支所の問題が出てきますけれども、その契約を総務課でやれと、私、そういうような主張じゃないの。この審査とか、それから登録だとか、入札だとか契約とか、こういう仕組み、いわゆる規程、これを一括して総務課でその仕組みを、もっと平たく言えば、要綱、要領、規則、条例、これらを皆、総務課でやれと言っているんですよ。そういうことなんです。だから、問題起きたときは、解釈とか、考え方とか、手続だとか、それは総務課に行けば全てわかるという、あとは実際の

契約事務とか入札事務というのは、それぞれの原課がやってもいいからという意味なんです。そういう意味なの。

だから、例えば条例をつくるとか要領をつくるとすれば、それは総務課ですよ。それで、業者とチャンチャンバラバラやるときは、それは建設課が矢面に立つんじゃないで、総務課が矢面に立つということですよ。一手に引き受ける。なぜかという、そういうものの知識とか決まりとか全てわかっているから、という形にすべきじゃないかという話でした。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

清水議員おっしゃることの意味もわからないことも、一つの考えだとは思いますが、事業を展開する上で、各種条例、要綱、規則等、事務担当する課がわからないまま事業が進むのはいかがなことかと思っておりますので、その点、事業担当課のほうで、やはりそこら辺の関係規則、条例等は自分らで精査すべきだと私は考えます。

以上です。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

ぽっとまだずれているところがあるんですけども、私の意見と。まずこちらで、まずひとつやめましょう。

それから、最後の工事一覧表の議会への提出、これ、非常に私は不合理だと思うんですけども。まず大体ですよ、あの議案だけで、おめ方、議決させて、そういう判断をせよというものでしょうかね。

総務課長がさっきいろいろおっしゃったんですけども、議会に提出した議案以外に、その関連資料を提出してはならないという縛りはないわけですよ。なぜ今までそうしてきたかという、議案の内容を理解しやすいようにするための補充資料として、議会との信頼の上で、町長の裁量で行ってきたわけですよ。その結果、特に何も支障がなかった。それなのに、何で突然やめなきゃならない、その理由は何かということなんです。理解できない。へば、今までやってきたことが間違ってたんでしょうかということなんです。何もわざわざ、ここでやってきたものをやめる必要はないんじゃないかというのが俺の持論なわけです。いかがでしょう。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えします。

まず、先ほどの町長の答弁とも重複してしまいますけれども、行政実例や議会運営事典などにより、契約の目的、方法、相手方、金額のほか、工期や工事概要など契約の大綱をお示ししておりますので、ご理解願いたいと思いま

す。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
わかりました。それでね、ちょっと予定価格の事前公表のところに戻りますけれども、これ今、県内で事前公表をしている、あるいはやめている、こういう状況というのは、皆さん捉えているのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（金子芳継）
建設課長。
建設課長（進藤 敦）
お答えします。
まず、毎年各市町村それぞれ、入札の形態そのものは公表になっています。それで、今年度の方はまだ公表になっていませんので、今一番手元にある新しいもので平成29年4月現在の結果ですけれども、秋田県を含みます秋田県内25市町村、それと1県、26団体の中で原則事前公表を行っているのが全ての団体です。原則です。その中で、秋田県を含みます8団体、1県と7市町村ですね、試験的に予定価格の事後公表というものを行っております。それは、ある程度の金額を決めて、それ以上の工事を対象にして行っているものであります。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
以上です。
議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
では、総体的に町長の最終的なお答えを確認していきたいと思えます。いいですか。
1つは、低入札価格の調査制度の見直し、これは県もやっているし、廃止じゃなくて、対象額の引き上げを、それをこれから追って作業していくと、そういうことでもいいですか。

議長（金子芳継）
町長。
町長（田川政幸）
先ほどお答えしたとおり、早いうちに検討して、そちらのほうにいくように前向きに検討するということですので、それはしっかりご理解をいただきたいと思えます。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
分割発注の推進の件ですが、これは一定額以上の工事について、分割発注を進めていくと、そういう考えでよろしゅうございますでしょうか。

それで、この件に関して、国の動き、県の動きは何かないかどうか、それをちょっと確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
建設課長。
建設課長（進藤 敦）
分割発注に関しましては、まず、中小企業庁のほうから分割発注の推進ということで通達を受けてございますので、町としてもその通達に沿って、先ほど町長の答弁にありましたとおり、ある程度のガイドライン、分割発注の指針なるものを協議したいと考えております。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
はい、わかりました。
それから次に、それでは3番目、予定価格の事前公表の見直しについては、これはいろいろこれから検討をしてみることでもいいですか。

議長（金子芳継）
町長。
町長（田川政幸）
先ほどから言われているとおり、担当者含めてしっかり協議した上でお互いに、入札業者も、町のほうもよくなる制度として整備できればと思っておりますので、そこはしっかり検討させていただきます。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
はい、了解しました。
それでは、4番です。これは、指名基準の公正化についてでありますけれども、要するに、今資格登録されたその区分に従って全業者を指名していくと。文句なし、法令違反のない限り、ということでもいいですね。

議長（金子芳継）
建設課長。
建設課長（進藤 敦）
お答えします。
先ほど議員おっしゃられた、過去にISOの取得とか、事務所要件とか、現在のところそのようなものは指名の基準にはしておりませんので、そのようにしたいと思います。

議長（金子芳継）
6番（清水欣也）
以上です。
議長（金子芳継）
6番（清水欣也）

ぜひですね、指名、登録どおりに発注をしていただきたい。それが一番町にとっても問題ないし、ほかに向かって正々堂々としゃべられる根拠じゃないかと、そう思います。変に脚色すれば、逆に批判を受けると、そう思います。

それから、5番目であります。これは、総務課にするか、一括するという考えは、それは私の主張に沿ったような答弁ですけれども、それが総務課かどうかは別だというふうな答弁、理解でいいのでしょうか。

議長 (金子芳継)
総務課長。

総務課長 (石井靖紀)
おっしゃるとおりでございます。これからの検討材料にいたします。

議長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)
6番、最後のこの工事表、一覧表の議会への提出については、これは今までどおり提出をしないと、そういう考えでしょうか。

議長 (金子芳継)
建設課長。

建設課長 (進藤 敦)
お答えします。
そのとおりでございます。

議長 (金子芳継)
6番。

6番 (清水欣也)
以上、私の主張に対する答弁の趣旨がわかりました。そのようにするということについては、ぜひ、それこそ、そのように実現をしてください。

議長 (金子芳継)
6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

議長 (金子芳継)
続いて、4番、大山善治郎議員の一般質問を許します。4番。

4番 (大山善治郎)
非常に緊張しておりまして、足に震えが来ておりまして、果たして思ったとおりに質問できるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、森林経営管理法の施行と林業行政への取り組みについてということで質問申し上げます。

秋田県の森林面積は、全体の70%あるんだそうで、三種町がどのぐらいの率を占めているかよくわかりませんが、大きな資源であることは間違いのないのではないかなという気がいたします。

その林業も、丸太の関税撤廃から、ご案内のとおり今のような状況になり

ました。国も手を打っていたようですが、そうした中で、この5月、林業・木材産業の成長産業化を踏まえた森林経営管理法が制定され、来年4月から施行されます。

この法律には、よくわかりませんが、経営管理権と経営管理実施権という新権限が創設されまして、学者の話によりますと個人の財産侵害に当たるのではないかというような側面もあるそうですが、法は法律ですので、それに従っていかなければならないのではないかなというふうに思っております。余計なことでした。

それで、この経営管理法に、森林環境税と、それから森林環境贈与税が創設されて、市町村が手入れの行き届いていない私有森林を主体的に管理していきなさいということで、そういう意味では今までにない管理制度であるというふうに思います。

各報道によりますと、この法律の施行には、いわゆる林家、林の業として担い手制度をどういうふうに確保するのかということが1点と、区市町村にこの林業行政を担う人材が、いないと言えれば変ですが、少ないというのが2点と、それから業者に委託できる制度になりましたので、今までの流れですとかなりずるをする業者がおりますので、この業者をどのように選任していくかというのがこの制度づくりの要点だそうでございます。

かなり大きな改革なので、国も少し集中的に見ていこうという方向を立てたようございまして、町としても容易でないと思われそうですが、来年4月からなので本当は12月に質問しようかなと思っていたんですが、なるべく早目に体制を整えながら、徐々にその計画を練っていくことが肝要であるのではないかとということで質問をいたしました。

それから、2つ目に入ります。

この7月は、ここ、災害ばかりが来ておりまして、災害列島というのが恒常化されたことになってきました。ただ、西日本で、豪雨でため池が決壊して犠牲者も出ておりまして、その前の東日本大震災も、それから九州の北部の豪雨でも同様の被害があったとのこと。

この背景には、ここの町もそうですが、管理する農業者が人口が少なくなるとともにいなくなったと、それから古くは江戸時代から続くため池もあるそうでかなり老朽化していると、こういう要素が重なって災害に弱いため池になってきているようです。

国もそれなりの政策をとってきておりまして、約1万カ所を防災重点ため池ということで指定して、ハードとソフト面から進めてきているけれども、この重点ため池として指定して整備を行ったため池も今回決壊したところがあるんだそうで、緊急に要因分析等、その調査と分析を進めていかなければならないのではないかなというようなことだそうでございます。

そこに、皆さんはご承知の、釈迦に説法ですが、農業用水の確保はもとよりから防災機能も担っているということでありますけれども、私の地域の100軒しかない集落ですが、知らず知らずのうちに決壊しまして、その対策

に当たったんですが、町に相談したところ、そういう予算はないと。ないと思います。それでは、制度資金等を借りてやるのはどれぐらいの負担が必要ですかと言ったら、最低3割は出さなきゃならないだろうと、最低の費用はと言ったら、1,000万円を下ることはないでしょうと言われまして、即座に諦めました。そのかわりに、崩れたところを村の有志で、これじゃどうなるかわからないからということで掘削いたしまして、U字溝を買ってきて常に水を流れるようにいたしました、それがあだとなりまして、きょうのような大雨には恐らく水が流れて田畑が今水没しているのではないかと思います。それ以上は、私らはできませんでした。

もう一つ、崩れた堤防の下に4反歩ほどの田んぼがあったんですが、所有者が途方に暮れまして、それは町に相談いたしまして、保全隊で整理してもいいということを受けまして田んぼを整理いたしました。いずれ、保全隊があったので、有志がいたのでそういうのができたんですが、言いたいのは、崩れてしまえばもうどうしようもないと。その前の点検等、調査、点検、対策が一番安上がりじゃないかなということでございまして、今後の町の計画等をお聞きしたいということが2点目の質問でございます。

これで、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

4番、大山善治郎議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

4番、大山善治郎議員の最初のご質問にお答えをいたします。

現在、町内には、豊富な森林資源がありながら、森林経営を中心に生計を営む個人の経営者は残念ながらおりません。相続未登記の問題や不明確な森林境界の問題があり、森林の経営管理を行う上で支障となっております。

町では、森林経営管理法の目的を達成するため、森林所有者の調査や森林境界の把握を最優先と考え、あわせて森林所有者の今後の経営管理の意向を調査したいと考えております。

そのため、今定例会において、適正な森林経営管理の足がかりとして、森林法に基づく林地台帳作成のための関連予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

また、新たな担い手の確保や森林管理の委託先につきましては、資格基準を明確にして、個人や森林組合、企業等を広く募集するなどして確保したいと考えており、さらに専門職員の配置等につきましても、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

今後については、秋田県より森林経営管理制度について随時情報をいただけることになっておりますので、町としては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を推進していく上で、国県と情報を共有しながら、また白神森林組合等とも協議・連携・協力し、森林経営管理等に関する情報発信と普及啓発に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解のほどよろしく

お願いいたします。

続きまして、2つ目のご質問にお答えをいたします。

現在、町内には215カ所のため池があります。そのうち15カ所が防災重点ため池として位置づけられております。7月の西日本豪雨でのため池決壊を踏まえ、この15カ所のため池のうち、県が抽出した8カ所のため池について緊急点検を実施したところでございます。

ため池の管理及び監視体制につきましては、基本的には土地改良区や水利組合、用水利用者が実施するものと認識しておりますが、ため池の取水施設等の劣化や農業者の世代交代、土地利用の変化により、ため池の管理意識の低下が懸念されており、また農業用ため池として使われなくなったため池などは埋め立てや堤体を開削するなど、貯水ができないように処置するなどの防災・減災対策を講ずることが重要と考えております。

今後も引き続き、国及び県の情報を得ながら、土地改良区等、関係機関と連携・協力し、ため池の適切な管理に関するハードとソフト面の一体となった総合的な対策を推進し、災害に強い農村社会を形成する施策と情報発信・普及啓発に取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

4番、大山善治郎議員の再質問を許します。4番。

4番（大山善治郎）

1番についてですが、簡単に言うと、もうちょっと突っ込んだ答弁はないのかなというふうに思いましたけれども。

例えば、専門職員が全国で3,000人で、市町村のうち3分の1がゼロか1人の市町村だということなので、これではどうしようもないんだというように論調だったんですよ。町に専門職が、どの程度の人が専門職が、私よくわかりませんが、そういう方はいらっしゃるのでしょうか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

林業に関する専門技術を持った職員は、当町にはおりません。

議長（金子芳継）

4番。

4番（大山善治郎）

それから、個人的に林業をなりわいにしている人はいないというようなことなんですが、それは半農半林というんですか、そういう方もいないのかという質問をしたいと思います。

その方々を育成、または探し出さないと、皆町でやらなきゃならなくなるし、意欲的な企業にみんな任せられるということで、何らそこに住んでい

る、山を持っている方々のためにはならないので、その辺の計画といいますか、人を探すというのは変ですけども、可能性ある人を探して立てていかないと、県や他町村の施策を待っていては何ら三種町としての進歩がないので、物をやるときには全て初動が大切なので、その辺から頑張ってもらわなければ物にならないのではないかなという感じがいたします。

まず最初の、後ろの後段は余計だけれども、最初のほう、どうでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えします。

大山議員ご指摘のとおり、半業の方、林業でもしくは収入としておられる方はおられるかもしれませんが、町としては全体人数等々の把握には今現在至っていないというのが現状でございます。

いずれ、議員ご指摘のとおり、町が受託して採択もできるという制度になっておりますが、その間に町が管理するという方針になってございますので、議員ご指摘のとおり、担い手となる専門の方々の発掘等々に力を入れていかなければいけないと考えております。

なお、まずは、町長の答弁にもありましたとおり、相続の、現在町内におられない相続された方々、それから林地の境界等に調査が必要であろうかと思われまます。それで、林業台帳等の、今般、今期補正のほうもお願いしている次第ですので、議員の理解をよろしくお願いしたいと思ひます。

議長（金子芳継）
4番。

4番（大山善治郎）

わかりました。ひとつですね、その方向で行かざるを得ないのではないかなと、今のところは、境界の調査やらというふうに書いてありましたので、そのとおりだと思います。

一つ、平成24年ごろから、高知県のほうで自伐型林業というのがはやり出しまして、はやりというのは変だな、ある程度そういう、いわゆる半農半林の方々なんですけど、山を100年から150年の長期伐で管理しながら、間伐して山林の価値を上げていくという人が出まして、そういうような方々を養成しましょうということで自伐型林業推進協会があつて、自伐型林業普及推進議員連盟というのいろいろ誕生して、その方向に進んでいるんだそうですよ。そういうような制度もあつて、果たしてここに合っているかどうかかわかりませんが、土佐で特定非営利法人がモデルケースを示しているようなので、どうせ前に進んでいくのであればそういう制度も取り入れながら、長い道のりとなりますが、忘れることなく頑張ってもらえればと思います。

これで、1つ目の質問を終わります。

ため池が危ないと言われてから、しばらくになるんだそうです。それで、

全国的にはため池に関するハザードマップをつくってやっているんだそうでございます、そのハザードマップもつくったけれども、そのうちの3分の1しか活用しないということなんだそうですけれども、うちではため池に関するハザードマップはございますか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えします。

ため池等のハザードマップの専門的なものについてはございません。ただ、管理台帳といいますか、農林課サイドには、所在する管理台帳は存在しております。

なお、防災に関するハザードマップ等については、町民生活課のほうで取りまとめもありますので、ちょっと今の段階では、記載されているかまだかは私のほうでは、私個人として確認してはおりません。ただ、農林課のほうには、議員ご指摘の防災重点ため池ということで、国・県のほうからご指摘ありまして、町のほうで緊急に点検、調査を行っている次第でございます。

以上です。

議長（金子芳継）
4番。

4番（大山善治郎）

災害で破れた場合の一番のおっかないのは、人が死ぬことございまして、この間も広島で亡くなったし、この間で、10年を平均すると年20人ぐらいが亡くなっているという資料もございまして、かなりの重大な事柄じゃないかなというふうに思いました。

それから、国から示されている重点な箇所については、書いてあれば結構ですが、やはりハザードマップに作成し、それからもし決壊した場合にどの家とどの家が流される可能性があるとかというようなところもこれから必要ではないかなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は要りません。お願ひいたします。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（寺沢梶人）
お答えしたいと思ひます。

大山議員ご指摘のとおり、7月の西日本豪雨や大地震、九州豪雨、そして直近で北海道等の災害もありましたが、ため池の決壊によりとうとい人命が失われ、降雨や地震に備えた管理の整備が急務と町では認識しております。

いずれ、防災関係については、自治会長会議等でも若干、町内でご指摘を受けております。そういうことを踏まえ、農林課サイドではハード的な部分の強化、あるいは防災的な関係では、ソフト面では町民生活課の防災と連携

をとりながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願
いします。

議 長 (金子芳継)

4 番。

4 番 (大山善治郎)

ありがとうございました。

これで、質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

4 番、大山善治郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後 2時18分 散 会